

建築基準法第 51 条ただし書き許可について

湖南省都市計画審議会資料

湖南省

1. 背景

【建築基準法第 51 条】

都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。

ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会(その敷地の位置を都市計画に定めるべき者が市町村であり、かつ、その敷地が所在する市町村に市町村都市計画審議会が置かれている場合にあっては、当該市町村都市計画審議会)の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない。

湖南省石部口三丁目 260 番 1 の一部において、株式会社エムテックより産業廃棄物処理施設の新設を行うにあたり、建築基準法第 51 条ただし書きの規定に基づく建築許可申請の事前協議が提出された。

湖南省から滋賀県へ意見書を送付する際、P 6 のとおり意見を付した。

最終的に諮問が必須となるのは滋賀県都市計画審議会であるが、湖南省としての意見を湖南省都市計画審議会に報告するものである。

2. 概要

【申請者】 京都市南区上鳥羽勸進橋町 10 番地ライオンズマンション上鳥羽 205 号

株式会社エムテック 代表取締役 森島文夫

【申請場所】 湖南省石部口三丁目 260 番 1 の一部

【用途地域】 工業地域

【敷地面積】 13,024.60 m²

【計画内容】 主に建設系産業廃棄物の中間処理（選別・破碎・造粒固化）を設置して、これらの産業廃棄物の再資源化を行う。

【取り扱う廃棄物の種類】

1. 選別：がれき類等

がれき類に廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずが混合したもの。

石綿含有産業廃棄物、水銀仕様製品産業廃棄物は取り扱わない。

2. 破碎：がれき類

石綿含有産業廃棄物、水銀仕様製品産業廃棄物は取り扱わない。

3. 造粒固化：汚泥、鋳さい

いずれも無機性に限る。水銀含有ばいじん等は取り扱わない。

【最大処理能力】

1. 選別：1,333 t /日

2. 破碎：1,300 t /日

3. 造粒固化：2,210 t /日

【中間処理（選別・破碎・造粒固化）後の産業廃棄物】

1. 選別

がれき類等の 50mm を超える大きさのものは他の処理業者に委託する。

「廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず（非鉄）」
金属くず（鉄）、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずは他の処理業者に
委託する。がれき類は「2の破碎処理」に移る。

2. 破碎

再生砂として再資源化する。

3. 造粒固化

改良土として再資源化する。

周囲に高さ 3 m の鉄筋コンクリート壁を設置し、産業廃棄物の施設外への飛散を
防止、また粉塵の施設外への飛散並びに周囲への騒音を防止する。

【環境保全上の措置】

- ・周囲に高さ 3 m の鉄筋コンクリート壁を設置し、産業廃棄物の施設外への飛散を防止、
また粉塵の施設外への飛散並びに周囲への騒音を防止する。
- ・施設内の地盤はコンクリート舗装にし、産業廃棄物の地下浸透並びに流出を防止する。
- ・中間処理する前に産業廃棄物の保管施設に屋根を設置し、産業廃棄物が雨水に触れる
のを防止する。
- ・現状地盤高より嵩上げし、河川の増水に備える。

3. 位置図・用途地域

(2) 道路の状況

事業予定地周辺の主な道路と事業予定地へのアクセスルートは、下図に示すとおりである。
施設への出入りは、県道草津伊賀線から、川沿いの進入路により行う計画である。

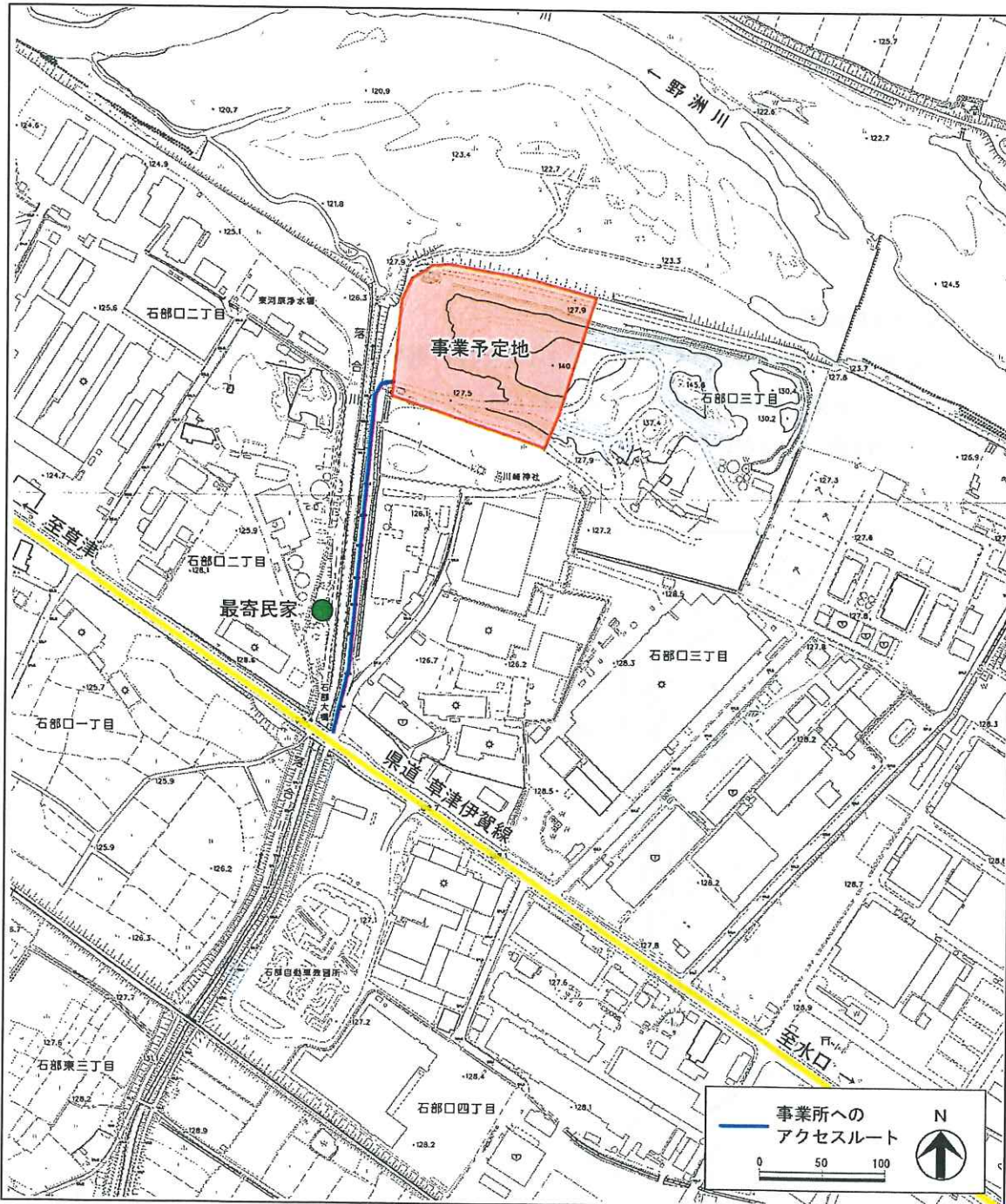
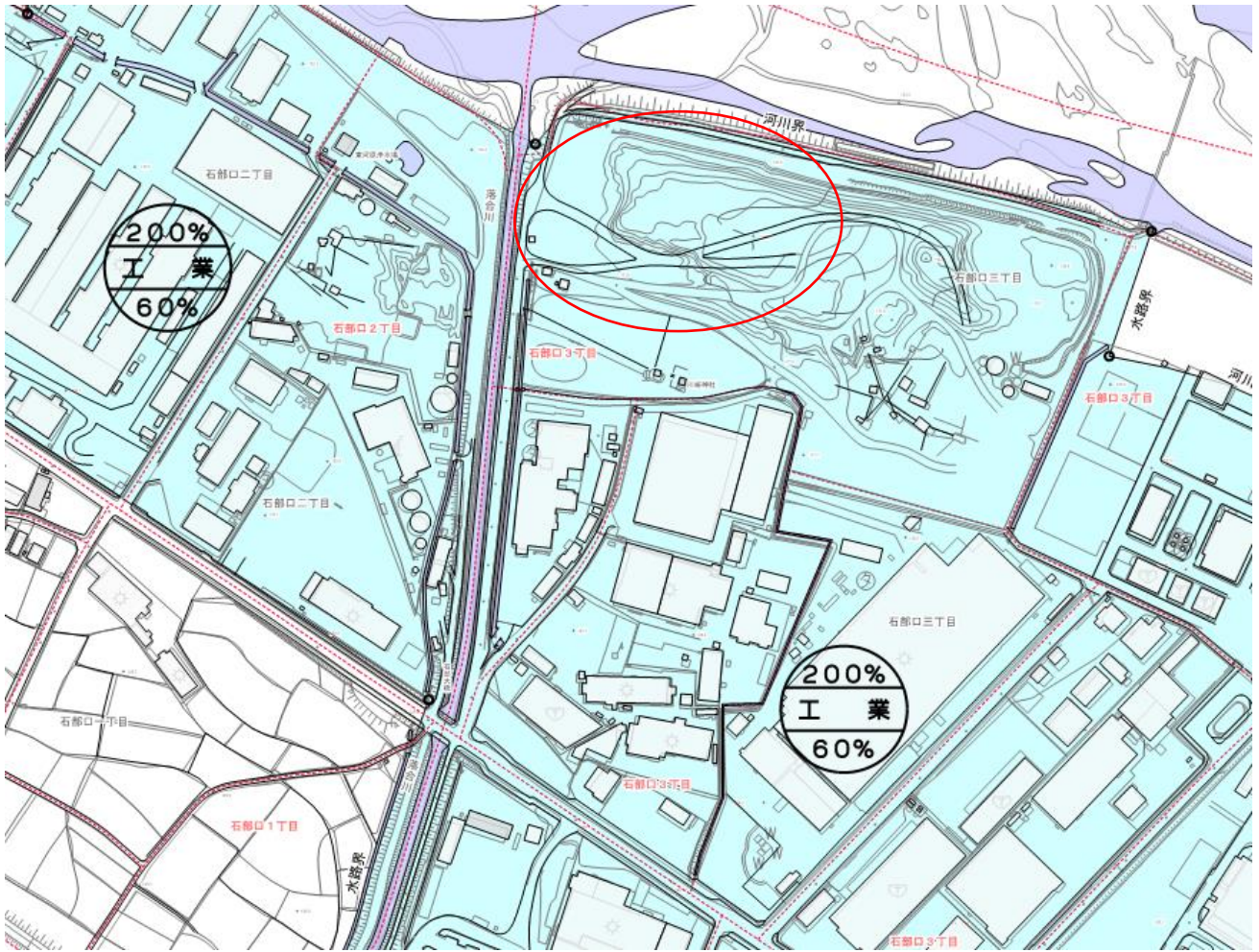


図 3-2 事業予定地周辺の主な道路とアクセスルート



4. 湖南省の都市計画としての意見（滋賀県知事あて）

- ・当該地の災害リスクについて、湖南省防災マップの元データである「滋賀県地先の安全度マップ 1/200年確率」および「淀川水系 野洲川上流・杣川 洪水浸水想定区域図(想定最大規模、家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)、家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食))」をご確認ください。
- ・当該地は家屋倒壊等氾濫想定区域に指定されており、周辺部では想定浸水深が 2~3mの指定エリアも多いため、関係機関と十分に協議を行い災害対策が十分であるかご確認ください。
- ・当該地の一部は都市計画施設「野洲川緑地」の区域内であり、その区域内で建築物の建築を行う際は都市計画法第 53 条の建築許可が必要です。建築物とは、建築基準法第 2 条第 1 号において定められたものであり、附属する門若しくは塀なども含みます。
- ・令和 4 年 7 月 1 日時点では「汚泥ピット棟」「作業場棟」「給油所棟」「事務所棟」「倉庫棟」について建築許可が下りていますが、その他にも都市計画施設の区域内に建築物がある場合は、建築基準法第 51 条の許可本申請前に、都市計画法第 53 条の建築許可申請を行ってください。
- ・法令順守を徹底し、周辺関係者への説明・周知等を丁寧に行ってください。万が一苦情等が発生した場合は、誠意をもって対応してください。